

2020年(令和2年)11月13日

宮城県消費生活センター 御中

〒981-0933

仙台市青葉区柏木1丁目2-40

ブライツシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL<http://www.shiminnet-tohoku.com>

意見書

消費者市民ネットとうほく(以下、当団体という)は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成29年4月25日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当団体は、宮城県消費者施策推進基本計画(第4期)中間案に対して、以下の通り意見を述べます。

1 第1章「計画の策定に当たって」について

本章の第1「計画策定の趣旨」の最後に、本計画が「県民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会」の実現を目指すために策定されたものであることが記載されておりますが、その前の段落の、SDGs(持続可能な開発目標)についての紹介からもうかがえるように、「消費者市民社会」の実現も、本計画の主たる目標と考えられます。本文中にも「消費者市民社会」の実現が課題であることが記載されておりますので、本計画の冒頭の項目においても、「消費者市民社会」について言及し、その意義を掲げるのが相当と思料いたします。

2 第2章「消費者行政を取り巻く現状と課題」の構成等について

- (1) 第1「消費者行政を取り巻く現状」として、「高齢化の進行等」、「民法改正による成年年齢の引き下げ」、「デジタル化の進展・電子商取引の拡大」、「訪日外国人等の増加」「公正で持続可能な社会の形成に向けた消費行動の推進」が掲げられております。このほかに、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染拡大も、第1の「現状」に位置づける必要はないでしょうか。自然災害や新型コロナウイルス感染拡大については、後の第3、第4で述べられておりますが、「現状」の項目と切り離して論じるよりも、1カ所にまとまっている方が分かりやすく、その後第2の「課題」を述べる方が体系的に整理されている印象になるのではないかと思います。
- (2) また、「訪日外国人等の増加」については、外国人に関する課題として「訪日外国人」が重要なのはもちろんですが、宮城県においては留学生をはじめとする「定住外国人」を取り巻く消費者問題がより重要と思われれます。ですので、その点に分かるように、タイトルには、「定住外国人」も加えた方がよいと思います。なお、細部に及んでしましますが、「近年、観光等を目的に本県を訪れる外国人が増加しています」との記載については、昨年までの状況としては正しいのですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で現状とは齟齬が生じているように思います。現在は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、増加傾向にあった訪日外国人が減少しているが、その収束に伴い再び増加することが考えられることから(訪日外国人を含む)外国人の消費者問題を重要な課題と位置づけている趣旨の記載を加えた方が、正確な現状認識となると思われれます。

3 第3章「基本理念と目指すべき宮城県の姿」について

- (1) 本章第2「目指すべき宮城県の姿」の1「安全・安心な商品やサービスが提供される社会」においては、事業者に関する言及(消費者志向経営の推進や悪質事業者に対する指導等)が中心で、行政の果たすべき役割についての言及がありません。「高齢化の進行」「デジタル化の進展・電子商取引の拡大」「自然災害の激甚化・多発化」「新型コロナウイルス感染症の拡大」などの消費者を取り巻く社会情勢を踏まえた、行政の役割についても記載する必要があると考えます。
- (2) 本章第2「目指すべき宮城県の姿」の3「どこに住んでいても質の高い相談や支援を受けられる社会」は、地域格差の拡大や過疎化が進んでいる地域が増加している宮城県においては、非常に重要なテーマであると考えられます。どこに住んでいても、適

切な相談窓口において適切な助言が受けられ、「あっせんによる救済」も受けられるよう、市町村の消費者相談窓口の充実や、高度・専門的な相談については宮城県消費生活センターがバックアップする態勢を整備するなどの具体的施策を盛り込むべきと考えます。

4 第4章「計画の体系と施策展開」について

(1) 第2、3「消費者被害の防止と救済」においては、副題として(どこに住んでいても質の高い相談や支援を受けられる社会の実現)が掲げられておりますが、前項(2)と共有するテーマであることから、市町村の消費者相談窓口の充実や、高度・専門的な相談については宮城県消費生活センターがバックアップする態勢を整備するなどの具体的な施策を盛り込むのが相当です。

(2) 第3「重点的取り組み」に、消費者安全確保地域協議会の設置促進を位置づけるべきと考えます。教育推進計画では、消費者安全確保地域協議会の設置促進を基本方針の一つに位置づけられておりますが、消費者安全確保地域協議会は、高齢者等の消費者被害の防止と救済にも極めて重要な役割を果たすことが期待されているものですので、消費者教育推進計画だけではなく、消費者施策推進基本計画中にも重点的取り組みの一つとして位置づけるべきものです。そこで、第3「重点的取組」の「2 高齢者及び若年者の消費者被害の防止と救済」の「見守り体制の強化」の具体策として、現在、県内の仙台市と大崎市に設置されている消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)を、それ以外の県内各市町村にもさらに拡大するよう、行政が関係各機関と連携しながら、積極的に各市町村に働きかけをしていくことを課題として掲げることを提案いたします。

5 消費者教育の推進について

第2章「消費者行政を取り巻く現状と課題」の第2「第3期基本計画の重点的取り組みの成果と課題」においては、消費者教育の推進が掲げられております。また、第4章の第2「消費者施策の推進」の中でも、2「自立した消費者の育成」として、学校教育の充実・推進がテーマとされておりますが、消費者教育の取り組みに関しては、県立学校(小中高校)のカリキュラムに盛り込むなど、もっと具体的な方針を策定すべきと考えます。また、消費者市民社会の中核である「持続可能な社会」の重要性は、早期から教育するのが相当であり、小学校のカリキュラムにも盛り込むべきです。

6 高齢者問題について

第2章「消費者行政を取り巻く現状と課題」の第2「第3期基本計画の重点的取り組みの成果と課題」においては、2「高齢者の消費者被害の防止と救済」が項目として掲げられております。高齢者への対応が重点課題の一つであることはもちろんですが、障害者を取り巻く消費者問題も重要な課題ですので、項目中で障害者についても言及するなど加筆が相当と思料いたします。

7 多様な主体との連携について

第4章の「計画の体系と施策展開」の第3「重点的取組」として、3「多様な主体との連携・協働による消費者施策の推進」が掲げられております。その中で「消費者団体」や「NPO法人」との連携が記載されておりますが、消費者団体の中でも特に消費者問題への関与が大きく、事業者への申入れなど広範な活動を行っている「適格消費者団体」との連携についても加筆いただくことを要請いたします。

8 計画推進の進行管理について

第5章「計画推進体制と進行管理」の第2に「進行管理」においては、「取組状況について、毎年度評価を行い、その結果を審議会に報告するとともに、ホームページ等で公表する」とされております。計画の推進に当たり進行管理と公表は極めて重要であり、年度ごとの評価と公表もできるだけ速やかに実施をいただきたいと思いますので、公表時期の目安を設定いただきますよう要請いたします。